

事 務 連 絡

令和5年9月20日

科学研究費助成事業研究機関担当者 殿

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究助成第一課

特別研究員-DC1、DC2の学位取得による資格変更に伴う
特別研究員奨励費の間接経費の追加交付について（通知）

特別研究員採用期間中、特別研究員-DC1、DC2が学位を取得したことにより特別研究員-PDに資格変更をした場合、資格変更した研究代表者が行う科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の研究課題に対して、間接経費を追加交付しています。

間接経費の追加交付に当たっては、今後、令和5年度以降に交付決定を行った研究課題の研究代表者が上記の資格変更をした場合、下記のとおり取り扱うことといたします。

については、各研究機関におかれましては、必要な手続きを遅滞なく行うようお願いいたします。なお、間接経費の追加交付に係る初回の交付内定の通知は、令和5年11月を予定しています。

記

【令和5年度以降の交付決定課題に係る間接経費追加交付手続きの流れ】

- ①各研究機関から、本会の特別研究員事業担当課（研究者養成課）に「資格変更願」を提出します。
- ②資格変更を承認された者が研究代表者として行う特別研究員奨励費の研究課題に対し、本会から間接経費の追加交付に係る交付内定の通知を所定の時期（毎年度5月、11月を予定）に行います。
- ③交付内定通知に記載の交付予定額に基づき、研究代表者が変更交付申請書を提出します。
- ④当該変更交付申請書に基づき、本会が変更交付決定を行います。

※留意点

間接経費については、資格変更した当該年度以降の当初交付内定額に対して30%を乗じた額とします。主な追加交付の例としては別添のとおりです。

以上

（本件担当）

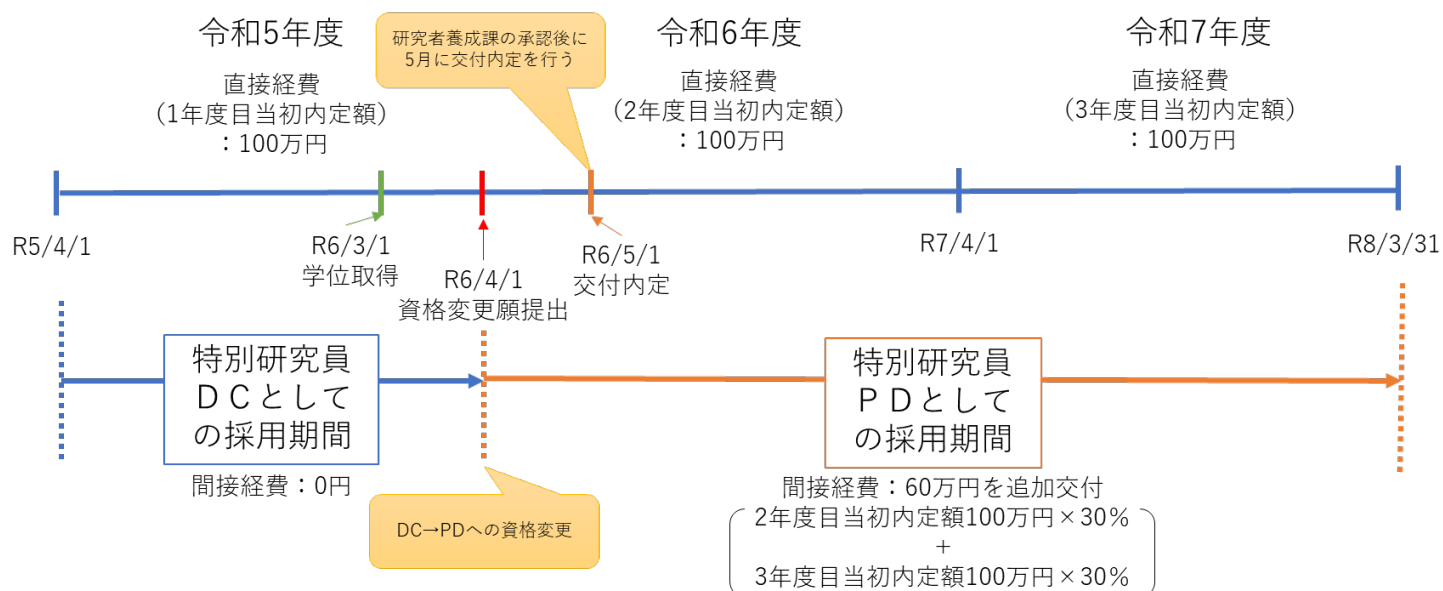
日本学術振興会研究事業部
研究助成第一課総務企画係

Tel : 03-3263-0980, 0976, 1041

Mail: tokken-shourei@jsps.go.jp

○主な追加交付の例

3月に学位を取得し、4月に資格変更した場合



9月に学位を取得し、10月に資格変更した場合

